公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

ご寄付に関する税金優遇措置について

当協会は、公益社団法人（特定公益増進法人に該当）の認定を受けています。

このため、当協会へのご寄付は、所得税、法人税、相続税、一部自治体の個人住民税について、税制上の優遇措置の対象となります。

1 所得税及び個人住民税について

所得税 に関しては、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」※のどちらかをご選択いただけます。

確定申告の際には、当協会が発行した領収書を添付してください。

所得控除

寄付金の合計額－2,000 円 が、所得金額から控除されます。

（所得金額－（寄付金合計額－2,000 円））×各自の税率 ＝ 控除後の税額

税額控除

（寄付金合計額 －2,000 円）×40％ の額が、直接、税額から控除されます。

税額－（（寄付金合計額－2,000 円）×40％） ＝ 控除後の税額

- 税金優遇措置の対象となるのは、寄付合計額がその年の総所得金額の 40％までの場合です。
- 税額控除の場合、控除額はその年の所得税額の 25％が上限です。
- 一般的には税額控除のほうが還付額が大きくなりますが、所得と寄付金の額によっては、所得控除のほうが還付額が大きくなる場合があります。

個人住民税 については、当協会への寄付が条例指定対象寄付金に指定されている都道府県・市区町村にお住まいの方は、確定申告の手続きをすれば自動的に、個人住民税の寄付金控除の対象となります。（東京都、東京都豊島区など。お住まいの自治体にご確認ください）

2 法人税について

当協会は特定公益増進法人ですので、当協会への寄付は、一般の寄付による損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入することができます。

確定申告の際には、当協会が発行した領収書を添付してください。

3 相続税について

相続財産をご寄付いただく場合、寄付財産に対する相続税が非課税となります。

相続税の申告期間内に、当協会が発行した「寄付受領証明書」と「公益法人証明書」を税務署に提出してください。

―― お問い合わせ ――

（公社）日本ナショナル・トラスト協会　経理担当

tel. 03-5979-8031　fax. 03-5979-8032

office@ntrust.or.jp

税金優遇措置に関するご相談は、お近くの税務署・税務相談室にお問い合わせください

公益社団法人
日本ナショナル・トラスト協会
The Association of National Trusts in Japan